

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みなどで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は国民年金への加入が義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、事故などで障害が残ったときの**障害年金**、加入者により生計を維持されていた遺族(子)のある配偶者や子)が受け取れる**遺族年金**もあります。



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▼手続き・問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26・2249(直通)
渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

申請は2月1日(月)までに

在宅ねたきり老人等介護慰労金

身体上または精神上的の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、申請により介護慰労金を支給しています。

▼対象 令和3年1月1日

基準日として、1年以上継続して町内に居住し、居宅において①②③をすべて満たす老人などを介護している人に支給します。ただし、2人以上で介護している場合は、主として介護する人が対象です。

①基準日以前1年以上継続して町内に住所を有し、満65歳以上であること

②基準日以前1年以上継続して要介護1～5の認定を受けている人、または在宅ね

たきりの人

③基準日以前の1年間において施設入所や短期入所の利用、入院などにより在宅生活を離れた期間が100日を超えていないこと

▼支給決定 町で定めた基準により調査し、後日通知します。

▼申請に必要なもの

□印鑑(スタンプ印不可)
□振込先金融機関の通帳
□申請書(介護高齢室窓)で受け取ってください

▼申請期間 令和3年1月7

日(水)～2月1日(月)

▼提出・問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)



町からの情報を送ります

よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか、t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。

登録はこちら



問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

申請は1月4日(月)～2月1日(月)に

新型コロナウイルス感染症などに係る 中小事業者などの令和3年度固定資産税 減額制度について



新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入が前年同期と比べて一定額以上減少した人は、申請により令和3年度分の固定資産税の一部または全額が減額になります。

▼対象

次のいずれかに該当する場合
① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人などを除く)
② 資本金または出資金を有しない法人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※ 性風俗関連特殊営業を営む者を除きます。

▼減額の適用要件

令和2年2月から10月までの間で連続する3カ月の期間の収入(当該中小事業者が行うすべての事業に係る収入の合計額)が、前年同期と比べて30%以上減少していること。

▼減額の対象となる固定資産

中小事業者などが町に所有し、かつ、その事業の用に供する家屋および償却資産。
※ 土地や住宅用の家屋は対象ではありません。なお、併用住宅にあつては、事業用部分のみ対象となります。

▼減額の割合

① 収入が30%以上50%未満減少→2分の1

② 収入が50%以上減少→全額

▼申請方法

① 認定経営革新等支援機関などに適用要件の確認を依頼してください。

※ 認定経営革新等支援機関には、中小企業等経営強化法の認定を受けた「認定経営革新等支援機関」のほか、認定を受

けていない税理士なども含まれます。

② 申請書を令和3年1月4日(月)から2月1日(月)までに町へ提出する。(郵送可)

※ 申請書は、税務室の窓口または、町ホームページからダウンロードできます。

▼申請に必要な書類

① 事業収入の減少がわかる書類(会計簿や青色申告決算書、その他特例の適用要件を満たすことがわかる書類の写し)

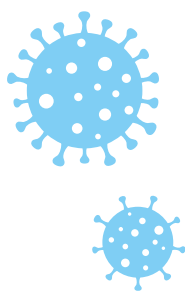
② 登記簿謄本の写し(法人の場合)

③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書や収支内訳書などの写し)

※ ③は、家屋の減額適用時のみ必要となります。認定経営革新等支援機関などへの確認依頼時と、町への申請時に必要です。

▼提出・問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎26・2238(直通)



よしおか地域応援商品券

使用期限 1月31日(日)

このポスターがある
事業所で使えます。

問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

